

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 9 月 30 日（火）第3047号の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（※）
（子ども福祉課取扱い） 1
- 鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）
（会計課取扱い） 7
- 告 示
- 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱（※）
（会計課取扱い） 7
- 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定の一部改正（※）
（会計課取扱い） 8

規 則

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第40号

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和40年鹿児島県規則第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第38条」を「第31条の7及び第38条」に、「母子及び寡婦福祉の」を「母子及び父子並びに寡婦の福祉の」に改める。

第2条第1項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「含む」を「含む。以下この項において「申請者」という」に改め、同項第1号中「児童」の次に「（令第3条第9号に規定する配偶者のない女子の20歳以上である子等を含む。）」（次号において「申請者等」という。）」を加え、同項第2号中「及びその者が扶養している児童」を「等」に改め、「（申請者が外国人である場合は、外国人登録済証明書）」を削り、同項第3号中「申請者」の次に「及びその者が扶養している令第3条第9号に規定する配偶者のない女子の20歳以上である子等」を加え、同条第2項中「よる」の次に「資金の」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 役員のうち配偶者のない女子及び配偶者のない男子並びに貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦についてその事実を証明する書類

第6条第1項中「法第13条第1項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けた者」を「借受人」に改め、同条第2項第2号中「理事」を「役員」に改め、同項第3号中「の規定による知事」を削る。

第7条第1項中「休（復）学届」を「休学（復学）届」に改め、同条第3項ただし書中「第8条第1項」を「次条第1項」に改める。

第10条の2第1項中「又は改正政令附則第4条第5項」を削る。

第12条中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第13条第1項中「第3項」を「第3項まで」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

「第3章 寡婦福祉資金の貸付け」を「第3章 父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け」に改める。

第16条の表第2条第1項の項中

法第13条第1項	法第32条第1項において準用する法第13条第1項	を	
第13条第1項	第32条第1項	に改め、同表中	
第2条第1項第1号及び第2号	扶養している児童	民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者	を
第2条第1項第1号	児童（令第3条第9号に規定する配偶者のない女子の20歳以上である子等を含む。）	令第32条第8号に規定する寡婦の被扶養者	に
第2条第1項第3号	令第3条第9号に規定する配偶者のない女子の20歳以上である子等	令第32条第8号に規定する寡婦の被扶養者	

改め、同表第2条第2項の項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に改め、「準用する法第14条」の次に「（各号を除く。）」を加え、同表第2条第2項第3号の項を次のように改める。

第2条第2項第3号	貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦	貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち寡婦
-----------	--	---------------------------

第16条の表第4条第1項の項、第4条第2項の項、第5条第1項の項及び第5条第2項の項中「第16条」を「第16条第2項」に改め、同表第5条の2第2項の項を次のように改める。

第5条の2第2項	前項	第16条第2項において準用する第5条の2第1項
	母子福祉資金連帯保証人変更申請書	寡婦福祉資金連帯保証人変更申請書

第16条の表第6条第1項の項を削り、同表第6条第2項の項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に改め、「準用する法第14条」の次に「（各号を除く。）」を加え、同表第6条第2項第4号の項中「第5号」を「第5号まで」に改め、同表第7条第2項の項中「又は改正政令附則第4条第6項」を削り、「準用する令第12条」の次に「（第2項第2号及び第3号を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

第7条第3項ただし書	次条第1項	第16条第2項において準用する第8条第1項
------------	-------	-----------------------

第16条の表第8条第1項の項中「第32条第1項において準用する法第13条第3項」を「第32条第2項」に改め、同表第8条第2項の項中「第8号及び改正政令附則第4条第2項」を「及び第8号」に改め、同表第8条第3項の項及び第8条第4項の項中「第16条」を「第16条第2項」に改め、同表第10条の2第1項の項中「又は改正政令附則第4条第5項」を削り、

「第37条第2項において準用する令第8条第5項」を「第37条第5項」に改め、同表第10条の2第2項の項を次のように改める。

第10条の2第2項	前項	第16条第2項において準用する第10条の2第1項
	母子福祉資金据置期間延長決定通知書	寡婦福祉資金据置期間延長決定通知書

第16条の表第12条の項中「第32条第4項」を「第32条第5項」に、「第19条」を「第19条第1項」に改め、同表第13条第1項の項中「から第3項」及び「並びに令第37条第2項において準用する令第8条第2項及び第3項」を「から第3項まで」に改め、同表第13条第2項の項中「第16条」を「第16条第2項」に改め、第16条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第2条から前条までの規定（父母のない児童に係るものを除く。）は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	第13条第1項	第31条の6第1項
	母子福祉資金貸付申請書	父子福祉資金貸付申請書
第2条第1項第1号及び第3号	第3条第9号に規定する配偶者のない女子の20歳以上である子等	第31条第9号に規定する配偶者のない男子の20歳以上である子等
第2条第2項	法第14条	法第31条の6第4項において準用する法第14条（各号を除く。）
	母子福祉資金団体貸付申請書	父子福祉資金団体貸付申請書
第2条第2項第3号	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの、配偶者のない男子	配偶者のない男子
第3条	母子福祉資金	父子福祉資金
第4条第1項	第2条	第16条第1項において準用する第2条
	母子福祉資金貸付決定通知書	父子福祉資金貸付決定通知書
	母子福祉資金貸付不承認決定通知書	父子福祉資金貸付不承認決定通知書
第4条第2項	前項	第16条第1項において準用する第4条第1項
第5条第1項	前条第1項	第16条第1項において準用する第4条第1項
	母子福祉資金貸付決定通知書	父子福祉資金貸付決定通知書
	母子福祉資金借用書	父子福祉資金借用書
第5条第2項	前項	第16条第1項において準用する第5条第1項
第5条の2第2項	前項	第16条第1項において準用する第5条の2第1項
	母子福祉資金連帯保証人変更申請書	父子福祉資金連帯保証人変更申請書
第6条第2項	法第14条	法第31条の6第4項において準用する法第14条（各号を除く。）
第6条第2項第3号	令第15条第1項第3号	令第31条の7において準用する令第15条第1項第3号
第6条第2項第4号	令第16条第3号から第5号まで	令第31条の7において準用する

第7条第2項	令第12条	令第16条第3号から第5号まで 令第31条の7において準用する 令第12条
	母子福祉資金資格喪失届	父子福祉資金資格喪失届
第7条第3項ただし書	次条第1項	第16条第1項において準用する 第8条第1項
第8条第1項	法第13条第3項	法第31条の6第3項
	母子福祉資金継続貸付申請書	父子福祉資金継続貸付申請書
第8条第2項	令第7条第3号から第5号まで 及び第8号	令第31条の5第3号から第5号 まで及び第8号
	母子福祉資金貸付増額申請書	父子福祉資金貸付増額申請書
	母子福祉資金貸付期間延長申請書	父子福祉資金貸付期間延長申請書
第8条第3項	前2項	第16条第1項において準用する 第8条第1項及び第2項
	第4条	第16条第1項において準用する 第4条
第8条第4項	第1項	第16条第1項において準用する 第8条第1項
	第2項	第16条第1項において準用する 第8条第2項
	前項	第16条第1項において準用する 第8条第3項
	第5条	第16条第1項において準用する 第5条
第9条	母子福祉資金貸付辞退（減額） 申出書	父子福祉資金貸付辞退（減額） 申出書
第10条	令第13条	令第31条の7において準用する 令第13条
	母子福祉資金貸付停止決定通知書	父子福祉資金貸付停止決定通知書
第10条の2第1項	令第8条第5項	令第31条の6第5項
	母子福祉資金据置期間延長申請書	父子福祉資金据置期間延長申請書
第10条の2第2項	前項	第16条第1項において準用する 第10条の2第1項
	母子福祉資金据置期間延長決定通知書	父子福祉資金据置期間延長決定通知書
第11条	令第16条	令第31条の7において準用する 令第16条
	母子福祉資金一時償還決定通知書	父子福祉資金一時償還決定通知書
第12条	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用する 法第15条第1項
	令第19条第1項	令第31条の7において準用する 令第19条第1項
	母子福祉資金償還免除申請書	父子福祉資金償還免除申請書
	母子福祉資金償還方法変更等承認申請書	父子福祉資金償還方法変更等承認申請書
第13条第1項	令第8条第1項から第3項まで	令第31条の6第1項から第3項

第13条第2項	前項	まで 第16条第1項において準用する 第13条第1項
	母子福祉資金償還方法変更等承認申請書	父子福祉資金償還方法変更等承認申請書

別記第1号様式(表面)中「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書」に、

年 月 日 (満 歳)

「年 月 日生 (満 歳)」に、「母子(寡婦)に」を「母子(父子)家庭又は寡

婦に」に、

生年月日 (満 歳)
()
()
()
()

を

生 年 月 日
年 月 日生 (満 歳)
年 月 日生 (満 歳)
年 月 日生 (満 歳)
年 月 日生 (満 歳)
年 月 日生 (満 歳)

に、

「名称」を

「名称」に、「含む」を「含

む。」に、

就学年限	年 課程
------	------

を

「修業年限 年 課程」に改め、同様式(裏面)中「日(」を「日生(」に、

「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金」に改め、同様式(注)4中「償還回数(年数)」を「償還回数(年数)」欄に、「よる」を「より記入する」に改め、同様式(注)12中「父母のない」を削る。

別記第2号様式中「母子福祉資金団体貸付申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金団体貸付申請書」に、「年賦, 半年賦」を「半年賦」に、「ふりがな」を「フリガナ」に、

「

母子家庭の母	寡 婦	そ の 他 の 者	計
名	名	名	名

を

「

母子家庭の母	父子家庭の父	寡 婦	そ の 他 の 者	計
人	人	人	人	人

に、「理事」を

「役員」に、「母及び」を「母及び父子家庭の父並びに」に、

「

平方メ	構造
ートル	方メ
	ートル

を

m ²	構造
	m ²

に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子

(父子)(寡婦)福祉資金」に、「円正味資産額」を「円 正味資産額」に改め、同様式(注意)1中「記入しない」を「, 記入しない」に改め、同様式(注意)3中「希望する」を「, 希望する」に改め、同様式(注意)5中「資産の状況」欄の記入を「法人の資産の状況」欄に改め、同様式(注意)6中「については」を「欄には」に改め、同様式(注意)7中「償還計画については」を「償還計画」欄には」に改める。

別記第3号様式中「母子(寡婦)福祉資金貸付決定通知書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付決定通知書」に改め、「地域振興局・支庁」を削る。

別記第4号様式中「母子(寡婦)福祉資金貸付不承認決定通知書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付不承認決定通知書」に、「母子福祉資金」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金」に改める。

別記第5号様式中「母子(寡婦)福祉資金借用書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金借用書」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同様式(注)2中「はり付け」を「貼付け」に改め、同様式(注)4中「父母のない」を削る。

別記第6号様式中「母子(寡婦)福祉資金連帯保証人変更申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金連帯保証人変更申請書」に、「日(」を「日生(」に改める。

別記第10号様式中「理事変更届」を「役員変更届」に、「理事を」を「役員を」に、「新理事」を「新役員」に、「旧理事」を「旧役員」に、「この届には、」を「(注)」に、「添付の」を「添付する」に改める。

別記第13号様式中「休(復)学届」を「休学(復学)届」に、「休(復)学した」を「休学(復学)した」に改める。

別記第14号様式中「母子(寡婦)福祉資金資格喪失届」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金資格喪失届」に改める。

別記第16号様式中「母子(寡婦)福祉資金継続貸付申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金継続貸付申請書」に改め、同様式(注)2中「未成年者」を「児童」に改める。

別記第17号様式中「母子(寡婦)福祉資金貸付増額申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付増額申請書」に改め、同様式(注)2中「父母のない」を削る。

別記第18号様式中「連帯保証人(法定代理人)」を「連帯借受人(法定代理人)」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付期間延長申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付期間延長申請書」に改め、同様式(注)1中「および」を「及び」に改め、同様式(注)2中「父母のない」を削り、同様式(注)3を次のように改める。

3 借受人又は連帯借受人が就学中のときは、在学証明書又は修業証明書を添付すること。

別記第19号様式中「母子(寡婦)福祉資金貸付辞退(減額)申出書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付辞退(減額)申出書」に改める。

別記第20号様式中「母子(寡婦)福祉資金貸付停止決定通知書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付停止決定通知書」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第12条」を「第13条」に、「第29条」を「第31条の7(第38条)」に、「第13条」を「第14条」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

別記第20号様式の2中「母子(寡婦)福祉資金措置期間延長申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金据置期間延長申請書」に、「措置期間の」を「据置期間の」に、「措置期間最終日」を「据置期間最終日」に改め、同様式(注)を削る。

別記第20号様式の3中「母子(寡婦)福祉資金措置期間延長決定通知書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金据置期間延長決定通知書」に、「変更前措置期間」を「変更前据置期間」に、

変更後措置期間	年 月から	年 月まで	を
」			
変更後据置期間	年 月から	年 月まで	に
変更後償還期間等	別紙のとおり		
」			

改める。

別記第21号様式中「母子(寡婦)福祉資金一時償還決定通知書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金一時償還決定通知書」に、「母子及び寡婦福祉法施行令第15条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条」に、「第29条」を「第31条の7(第38条)」に、「第15条)の規定」を「第16条第 号)」に改める。

別記第22号様式中「母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金償還免除申請書」に、「アール」を「a」に、「平方メートル」を「㎡」に、「母子(寡婦)福祉資金と」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金と」に、「支庁」を「支庁等」に改め、

同様式注中「注」を「（注）」に改め、同様式注2中「この申請書には、」を削る。

別記第23号様式中「母子（寡婦）福祉資金償還方法変更等承認申請書」を「母子（父子）（寡婦）福祉資金償還方法変更等承認申請書」に改め、同様式（注）2(2)中「母子及び寡婦福祉法施行令第8条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第41号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第47条第6項中「母子・寡婦福祉資金償還金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金」に改める。

第125条第1項中「都度」を「都度、」に改め、同条第2項第1号中「もの。」を「もの」に改め、同項第2号イ中「薬事法」を「医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別表第5の21の項中「及び」の次に「父子福祉資金貸付金並びに」を加える。

別記第19号様式その3（表）中「母子・寡婦福祉資金㊤納入通知書兼領収書」を「母子・父子・寡婦福祉資金㊤納入通知書兼領収書」に、「母子・寡婦福祉資金㊤納付書」を「母子・父子・寡婦福祉資金㊤納付書」に、「母子・寡婦福祉資金㊤領収済通知書」を「母子・父子・寡婦福祉資金㊤領収済通知書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第125条第1項及び第2項第1号の改正規定 公布の日
 - (2) 第47条第6項、別表第5の21の項及び別記第19号様式その3（表）の改正規定並びに次項の規定 平成26年10月1日
 - (3) 第125条第2項第2号イの改正規定 平成26年11月25日
- 2 平成26年10月1日において現に改正前の鹿児島県会計規則別記第19号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第953号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年9月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第1条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「母子・寡婦福祉資金償還金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金」に改める。

（鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第2条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「母子・寡婦福祉資金償還金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金」に改める。

（鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第3条 鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第586号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「母子・寡婦福祉資金償還金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金」に改める。

（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部改正）

第4条 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱（平成12年鹿児島県告示第481号）の一部を次のように改正する。

第3条中「母子・寡婦福祉資金償還金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金」に、「以下同じ」を「次条第2項及び第8条第3項において同じ」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

鹿児島県告示第954号

平成19年9月28日鹿児島県告示第1470号（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1中「母子・寡婦福祉資金償還金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金償還金」に改める。